



未公開株購入の勧誘にご注意！～一般投資家への注意喚起～

最近、新規公開株の人気上昇に伴い、金融庁の金融サービス利用者相談室等において、「上場間近」、「値上がり確実」、「発行会社との強いコネにより入手」、「貴方だけに特別に譲渡します」などと称して未公開株の購入を勧められ、購入したものの、「発行会社に問い合わせると上場の予定はないと言われた」、「株券が届かない」といった相談が増えています。

未公開株の販売等を行うことができるのは、当該未公開株の発行会社や登録を受けた証券会社に限られますので、その他の者からの勧誘については十分ご注意下さい。なお、証券会社においては、日本証券業協会の自主ルールにより、**グリーンシート銘柄**以外の未公開株の勧誘は原則として禁止されています（詳しくは、日本証券業協会ホームページ「未公開株の勧誘にはご注意ください！」でご覧になれます。）。また、金融商品取引業の登録の有無については、金融庁ホームページ「免許・登録を受けている業者一覧」により確認することが出来ます。

1. トラブル相談例

金融サービス利用者相談室に寄せられたトラブル等の相談においては、

- 業者から上場間近で大儲けが出来ると言われ、未公開株を購入。業者からは株券の代わりに「預り証」を渡されたが、株券は手元に届かなかった。不審に思い発行会社に確認したら上場予定は全くないと言われた。
- 業者から未公開株を買わないかと話をもちかけられ買付代金を渡した。その後、何の連絡もないので業者に電話をしてみるとつながらなくなっていた。
- 業者から今年の秋に上場すると未公開株を勧められ購入した。株券の名義書換えを要求したところ「待つて欲しい」として引き延ばされるだけで一向に名義書換えに応じてもらえず、不審に思い、発行会社に問い合わせたら「上場の予定はない」、「当社の株式は譲渡制限がついているので名義の書換えは出来ない」と言われた。

の事例があります。

2. 勧誘を受けた場合の注意事項

未公開株の購入に際しては、上記のようなトラブルが多数発生しておりますので、未公開株購入の勧誘を受けた場合には、以下の点に留意して対応することをお勧めします。

実際には上場する予定がないにもかかわらず、上場予定と偽った勧誘や発行会社自体が架空のものであるなど詐欺的なものが多発しておりますので十分ご注意ください。

発行会社自身が他の第三者と共謀して詐欺的な行為を行っている事例もありますので、少しでも不審に思った場合には取引を見合わせることをお勧めします。

また、未公開会社が証券取引所に上場する際には公募増資を行う場合が多く、この点については以下の方法により確認することが出来ます。

- 公募増資する場合には、金融商品取引法に基づく、「有価証券届出書」が内閣総理大臣に提出されます。
- この届出書は、原則、上場するための公募についての専用の様式（企業内容等の開

示に関する内閣府令第2号の4様式)により作成されます。

- 届出書の提出の有無及び様式を確認することは、その未公開株が上場するか否かを判断するための有効な手段であると考えられます。
- 届出書の提出の有無等については、金融庁ホームページ「EDINET「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」[☞](#)」により確認（対象会社の提出書類の一覧画面に「有価証券届出書(新規公開時)」と表示）することが出来ます。

なお、未公開株は実際に上場されなければ、売買を成立させることは極めて困難であり、これを換金する方法はほとんどありません。

仮に上場決定されていたとしても、株価等はさまざまな要因により変動するもので、将来の動きを正確に予測することは不可能です。このため、「上場間近で、値上がり確実」といった説明を鵜呑みにして未公開株を購入することは非常に危険です。

(注)証券会社についても、このような断定的判断を提供して勧誘することは、金融商品取引法により禁止されています。

取引内容が理解できない時や取引を行うつもりのないのに執拗な勧誘を受けた時は、はっきり断ることが大切です。

※未公開株購入の際の注意に関する情報については以下のホームページでも紹介されています。

- 政府広報オンライン・映像コーナー「未公開株購入の勧誘 [☞](#)」
- 日本証券業協会ホームページ「未公開株の勧誘にはご注意ください！ [☞](#)」
- 東京証券取引所ホームページ「未公開株購入についてのご注意！ [☞](#)」
- 東京都消費生活総合センター「緊急消費者被害情報 [☞](#)」

(参考)

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！～未公開株に関するご注意～（平成21年6月19日）

平成 22 年 2 月 2 日
金 融 庁
関 東 財 務 局

偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為 にご注意ください！

最近、偽造した関東財務局の印章を用いた文書による詐欺的行為が行われているとの情報が多数寄せられています。

(寄せられた情報例)

A 実在する金融商品取引業者等を名乗る者から、手持ちの未公開株を高値で買い取ると持ちかけられ、当該未公開株の買増しを勧められた。その業者との契約書には、偽造した関東財務局の印章が用いられていた。

B 投資組合を名乗る者から、資金の貸付けに応じると持ちかけられ、多額の手続費用を振り込まされる詐欺被害にあった。

その投資組合からは、「関東財務局が投資組合に発行した文書」を見せられ、いかにも信用できる話のような説明を受けていた。

Aについて、関東財務局を含め、各地の財務局がこのような契約に一切関係することはありません。

Bについても、「関東財務局が投資組合に発行した文書」には、何らの根拠はなく、印章を含め偽造文書です。

このような偽造文書を使った詐欺的行為には、十分ご注意ください。

上記のような話をもちかけられた場合には、最寄の警察、財務局または金融庁金融サービス利用者相談室等に情報提供をお願いします。

(参考リンク)

「関東財務局職員を装った詐欺的行為等にご注意」

「金融庁の名をかたる詐欺などにご注意！」 (金融庁へリンク)

「投資被害にご注意ください」 (金融庁へリンク)

「免許・許可・登録を受けている業者一覧」 (金融庁へリンク)

お問い合わせ先

金融庁監督局証券課 Tel : 03-3506-6000(代表)

関東財務局理財部証券監督第1課 Tel : 048-600-1154(ダイヤルイン)

関東財務局理財部証券監督第2課 Tel : 048-600-1296(ダイヤルイン)

関東財務局総務部総務課 Tel : 048-600-1111(代表)

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください!

～ 未公開株に関するご注意 ～

平成21年6月19日

金融庁

証券取引等監視委員会

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又は証券取引等監視委員会を連想させる組織(注)の職員であると名乗る者が、

「未公開株の被害調査を行っている。」「いまお持ちの未公開株は上場が決定しているので安心である。」などと告げ、それと前後して、未公開株の発行業者と称する者が未公開株の買い増し勧誘などを行う、

「未公開株被害者のため、会社に対して買取り交渉を行う。」などと告げ、仲介手数料や報酬を要求する、

などといった情報が、多数寄せられています。

注：証券取引等監視委員会を連想させるような名称の例

- ・証券監視委員会
- ・NPO法人 証券等監視委員会
- ・証券取引監査委員会
- ・証券取引監視協会
- など

金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、電話により未公開株の上場時期などについて言及したり、未公開株の買取り交渉を行ったりすること、また、これらの行為を外部に委託することも一切ありませんので、上記のような不審な連絡等については、十分ご注意ください。

このような連絡を受けた場合には、金融庁金融サービス利用者相談室又は証券取引等監視委員会情報受付窓口まで情報のご提供を頂くとともに、最寄りの警察署にご相談ください。

情報の受付窓口

金融庁金融サービス利用者相談室

電話(ナビダイヤル): 0570-016811

IP電話・PHSからは03-5251-6811におかけください。

FAX: 03-3506-6699

証券取引等監視委員会 情報受付窓口

証券取引等監視委員会事務局 市場分析審査課 情報処理係

直通: 03-3581-9909

FAX: 03-5251-2136

代表: 03-3506-6000 (内線3091、3093)

金融庁や証券取引等監視委員会の職員を装った悪質な電話にご注意ください！ ～ 未公開株に関するご注意 ～

最近、金融庁や証券取引等監視委員会又はこれを連想させる組織を名乗る者から「未公開株の上場が決まりました」「未公開株の買取り交渉を行います」などといった不審な電話がある、との情報が多数寄せられています。



『こちら、証券監視委員会ですが、今お持ちの未公開株を業者に買い取らせてますので、手数料をお願いします。』

『そういえば、以前に買った未公開株がまだ上場してないな。』
『国に関する組織からの電話だったら、信用してもよさそうね・・・』



金融庁や証券取引等監視委員会の職員が、このような電話をしたり、外部に委託したりすることは一切ありませんので、くれぐれもご注意ください！

※このような電話を受けた場合には、裏面の金融庁又は証券取引等監視委員会の窓口までご連絡ください。

「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」の設置について

近年、一般の消費者から広く金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、その収益を出資者に分配する仕組み（いわゆる「集団投資スキーム」）を利用した詐欺的な事件による消費者被害が多発しています。こうした仕組みを利用する悪徳な業者は、刑法、出資法、特定商取引法等の各種法令に加え、本年 9 月 30 日に施行された金融商品取引法に照らし、法令違反行為を行っている可能性が高いと考えられます。

そのため、今般、「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」を設置し、これら法律を所管する各省庁、関係機関が連携し、定期的に情報交換・意見交換を行っていくことで、こうした事案における利用者被害の発生防止、被害の拡大防止等に取り組んでまいります。

なお、同連絡協議会のメンバーは下記のとおりです。

記

内閣府 国民生活局 消費者企画課長	原嶋 耐治
公正取引委員会 取引部 消費者取引課長	粕淵 功
警察庁 生活安全局 生活環境課長	辻 義之
警察庁 刑事局 捜査第二課長	樋口 真人
警察庁 組織犯罪対策部 暴力団対策課長	大橋 亘
警察庁 組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官	永井 達也
金融庁 監督局 証券課長	森田 宗男
証券取引等監視委員会 事務局 証券検査課長	宮保 貞
経済産業省 商務情報政策局 消費経済対策課長	諏訪園 貞明
国民生活センター 相談調査部長	井口 尚志

（敬称略）

お問合せ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
監督局証券課（内線 2664、3638）

「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」メンバー

(平成21年12月18日現在)

消費者庁 企画課長	成田 裕紀
消費者庁 取引・物価対策課長	丸山 進
消費者庁 表示対策課長	笠原 宏
警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官	白川 靖浩
警察庁 刑事局 捜査第二課長	太田 誠
警察庁 組織犯罪対策部 暴力団対策課長	貴志 浩平
警察庁 組織犯罪対策部 犯罪収益移転防止管理官	内藤 浩文
金融庁 監督局 証券課長	栗田 照久
証券取引等監視委員会 事務局 証券検査課長	其田 修一
国民生活センター 相談部長	宮内 良治

いわゆるファンド形態での販売・勧誘等業務について

平成21年8月25日更新

注意すべきポイント

- ・金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）では、組合などのファンドへの出資を募ったり、ファンド財産の投資運用を行う者に対して、原則として登録を義務付けています。
- ・登録を受けずに、一般投資家に対して、ファンドへの出資の勧誘等を行うことは、法律違反の可能性があります。このような無登録業者からの勧誘は、詐欺的な商法であるおそれも高いと考えられますので、一般の皆様は、一切関わりにならないようにしてください。
- ・また、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

ファンド形態での販売・勧誘等業務の規制について

(1) ファンドの登録・届出について

- ・金商法では、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の自己募集や出資・拠出を受けた財産の自己運用（有価証券等投資に限ります。）を業としている者に対して、金融商品取引業（自己募集については「第二種金融商品取引業」、自己運用については「投資運用業」に該当します。）の登録を受けることを義務付けています。
- ・財務局等に登録が申請されると、これを受けた財務局等は、申請者が登録拒否事由に該当しない場合には登録を行います。
- ・また、1人以上の適格機関投資家かつ49人以下の一般投資家を相手とする私募については、登録義務は課されず、適格機関投資家等特例業務の届出を義務付けています（以下、当該届出をした者を「特例業務届出者」といいます。）
- ・金融商品取引業の登録を受けた者及び特例業務届出者については、「免許・許可・登録を受けている業者一覧」でご確認いただけます。

「免許・許可・登録を受けている業者一覧」

集団投資スキーム（ファンド）^{もちぶん}持分とは、

他者から金銭などの出資・拠出を集め、当該金銭を用いて何らかの事業・投資を行い、その事業から生じる収益等を出資者に分配するような仕組みに関する権利のことで、法的形式や事業の内容を問わず、包括的に金商法の規制対象である「有価証券」とみなすこととされています。

(2) ファンド業者が守る必要のある規制

登録を受けたファンド業者が「販売・勧誘」を行う際には、例えば、以下のような行為規制を遵守しなければならないこととされています。

標識の提示義務（金商法第 36 条の 2）

- ・ 営業所・事務所ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示。

広告の規制（金商法第 37 条）

- ・ 金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示。
- ・ 利益の見込みについて、著しく事実に相違する表示や、著しく人を誤認させるような表示の禁止。
- ・ リスク情報は最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで表示。

契約締結前の書面交付義務（金商法第 37 条の 3）

- ・ 金融商品取引業者である旨及び登録番号などを記載。
- ・ 契約の概要や手数料の概要について記載。
- ・ 「損失が生ずることとなるおそれ」があるときは、その旨を記載。

契約締結時の書面交付義務（金商法第 37 条の 4）

各種禁止行為（金商法第 38 条）

- ・ 「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」の禁止。
- ・ 顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問による勧誘の禁止（金商法業府令第 117 条第 1 項第 7 号）等。

損失補てんの禁止（金商法第 39 条）

適合性の原則（金商法第 40 条）

- ・ 顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして不適當な勧誘を行い、投資者保護に欠けることのないようにしなければならない。

取引に関する注意（一般投資家の皆様へ）

(1) 無登録業者に関する問題について

- ・ 最近、一般投資家を対象とした、無登録業者が取扱うファンドに関する事件が、相次いで報道されています。
- ・ また、金融庁や全国の財務局にも、無登録業者に関する多くの相談が寄せられています。
- ・ 金融商品取引業の登録を受けずにファンドの募集や運用をする行為は、金商法により禁止されており、これに違反した場合には刑事罰が課されることがあります。無登録業者からの勧誘は、詐欺的な商法であるおそれも高いと考えられますので、一般の皆様は、一切関わりにならないようにしてください。

(参考 1) 無登録業者に関する事件の報道事例

- ・ 未公開株で運用するファンドの募集をしていたとして、金商法違反（無登録営業）容疑で家宅捜索を受けた業者。
- ・ F X取引（外国為替証拠金取引）で運用するファンドの募集をしていたとして、金商法違反（無登録営業）の疑いで家宅捜索を受けた業者。

(参考2) 金融庁や全国の財務局に寄せられた相談事例

- ・ 元本保証、高利回りとしてファンドに出資したが、返金に応じてもらえない。
- ・ 認知症の人に売っている。
- ・ 金融庁の認可を受けているがファンドに出資しないかと勧誘された。
- ・ F X取引(外国為替証拠金取引)を使ったファンド。実際は運用せず自転車操業。被害者を増やしたくない。
- ・ パンフレットには書けないが元本保証を口頭で約束すると勧誘された。
- ・ 母が未公開株の投資事業組合に投資したが5年間は解約できないといわれた。
- ・ 紹介者にもメリットがあり出資者も損はしないので乗らないかと誘われた。

(2) ファンド業者等に関する情報の入手

- ・ 一般投資家の皆様におかれては、ファンド業者についての情報をできる限り収集し、信頼できる業者であるか否かを自ら判断していただくことが重要です。
- ・ 無登録業者からの勧誘に応じることのないよう、金融商品取引業の登録や適格機関投資家等特例業務の届出の有無は、必ず確認してください。
- ・ また、登録や届出を行っている業者についても、金融庁・財務局が、その業者の信用力等を保証するものではありません。登録業者等からファンドへの出資の勧誘等を受けた場合でも、その業者の信用力を慎重に見極めるとともに、取引内容を十分に理解したうえで、投資を行うかどうかの判断をすることが重要です。

(3) 取引内容の十分な理解

- ・ ファンド業者が販売・勧誘を行う際には、リスク情報などについて、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないで契約を締結することが禁じられています。
- ・ 一般投資家の皆様におかれても、ファンド業者からの説明内容が理解できない状態での契約はなさないでください。

(参考リンク) 外国為替証拠金取引一般に関する留意点や未公開株式の勧誘に関する注意事項については、以下のページをご参照ください。

[いわゆる外国為替証拠金取引について](#)

[無登録の海外所在業者による勧誘にご注意ください](#)

[未公開株購入の勧誘にご注意!](#)

相談先・問合せ先

国民生活センターや住所地を管轄する消費生活センターにおいても相談を受け付けています。

[国民生活センター](#)

ファンドに対する一般的なご意見、ご質問、情報提供については、金融庁に設置されている金融サービス利用者相談室でも受け付けています。なお、当相談室では、個別のトラブルについてのあっせん、仲介、調停を行うことはできませんのでご了承下さい。

[金融サービス利用者相談室](#)

登録・届出の要否や手続きに関する相談、法令や監督指針の解釈、その他の情報に

については、下記の財務局等で承ります。なお、財務局等では、個別のトラブルについてのあっせん、仲介、調停を行うことはできませんのでご了承下さい。

北海道財務局	金融監督第3課	011-709-2311(代)
東北財務局	金融監督第3課	022-263-1111(代)
関東財務局	証券監督第2課	048-600-1293
北陸財務局	金融監督第1課	076-292-7855
東海財務局	金融監督第3課	052-951-2498
近畿財務局	証券監督課	06-6949-6367
中国財務局	金融監督第3課	082-221-9221(代)
四国財務局	金融監督第1課	087-831-2131(代)
九州財務局	金融監督第3課	096-353-6351(代)
福岡財務支局	金融監督第3課	092-411-7281(代)
沖縄総合事務局	金融監督課	098-866-0095

その他(ファンド形態での販売・勧誘等を行おうとする方へ)

- 登録申請書や適格機関投資家等特例業務の届出書は、本店等の所在地を管轄する財務局(福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。)又は財務事務所のいずれかに対して提出し、国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局に提出することになります(申請書等は各財務局のホームページからダウンロードできます)。
- ファンド業者としての登録が必要な場合及び登録が必要な業務の種別は、以下のとおりです。詳しくは、お近くの財務局等にお問い合わせください。

登録が必要な場合		登録が必要な業務の種別
ファンドの類型	行おうとする業務の内容	
有価証券・デリバティブで運用を行うもの	自らファンドを組成し、その販売及び運用を行う場合	投資運用業及び第二種金融商品取引業の登録が必要です。
	他の業者が組成・運用するファンドの販売のみを行う場合	第二種金融商品取引業の登録が必要です。
有価証券・デリバティブで運用を行わないもの(事業に投資するものなど)	自らファンドを組成し、その販売及び運用を行う場合	第二種金融商品取引業の登録が必要です。
	他の業者が組成・運用するファンドの販売のみを行う場合	第二種金融商品取引業の登録が必要です。

- 上記の表に記載の業務に該当する場合であっても、適格機関投資家等特例業務に該当する場合には、登録は必要ありませんが、金商法第63条第2項の届出が必要です。届出の要否については、お近くの財務局等にお問い合わせください。

ファンド業者に対する行政処分状況

処分日	端緒	業者名	業種	問題点	処分内容
H21.6.26	証券取引等監視 委員会の勧告 (H21.6.26)	ゲインズ・アセット・マネジメント(株)	二種	虚偽・誤解表示(業府令第117条第1項第2号) 著しく誤認させる広告(法第37条第2項) 名義貸し(法第36条の3)	・業務停止(6か月) ・業務改善命令
H21.8.6	報告徴求	マーヴェラスキャピタルインベストメント(株)	二種 運用	純財産額の最低基準額割れ(法第29条の4第1項第1号口) 分別管理義務違反(法第42条の4) 名義貸し(法第36条の3)	・業務停止(6か月) ・業務改善命令
H21.9.11	証券取引等監視 委員会の勧告 (H21.9.11)	New Asia Asset Management(株)	二種 助言	名義貸し(法第36条の3) ファンド出資金の流用等(法第52条第1項第9号) 誤解を生じさせる広告及び表示等(法第37条第2項・業府令第117条第1項第2号) 変更登録前の私募の取扱い(法第31条第4項) 不正の手段による変更登録(法第52条第1項第5号)	・登録取消し ・業務改善命令
H21.10.29	証券取引等監視 委員会の勧告 (H21.10.29)	(株)コンコード	運用 二種	虚偽・誤解表示(法第38条第6号・業府令第117条第1項第2号) 分別管理義務違反(法第42条の4) 有価証券報告書の虚偽記載(法第24条第5項で準用する同条第1項) 虚偽の告知(法第38条第1号)	・登録取消し ・業務改善命令
H21.12.3	証券取引等監視 委員会の勧告 (H21.11.12)	(株)ウィズダムキャピタル	運用 二種	自己の利益を図るためファンド出資者の利益を害する行為(法第42条の2第7号・業府令第130条第1項第2号)	・業務停止(3か月) ・業務改善命令
H22.2.1	証券取引等監視 委員会の勧告 (H22.1.20)	(株)R S T	二種	出資金の用途が不明な状況(法第51条) 分別管理が確保されていない状況で行う私募(法第40条の3) 収益が上がらない状況で配当金を支払いつつ、行った私募(法第51条)	・業務停止(2か月) ・業務改善命令
	証券取引等監視 委員会の勧告 (H22.1.29)	(株)Art Investment Bank	二種	重大な管理不備がありながら行った、ファンド持分の販売(法第52条第1項第9号) 無登録業者にファンド持分の勧誘を行わせている状況(法第51条)	